

# 山口県報

令和4年  
3月8日  
(火曜日)

## 目次

- 規則  
法律等の規定による立入検査等をする職員の身分を示す証明書の特例に関する規則 (人事課) ..... 一
- 山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (厚政課) ..... 三
- 訓令  
法律の規定による検査をする職員の身分を示す証明書の特例に関する規程 (人事課) ..... 三
- 告示  
柳井都市計画道路の変更 (都市計画課) ..... 四  
平生都市計画道路の変更 (都市計画課) ..... 四  
宇部都市計画公園事業の事業計画の変更認可 (都市計画課) ..... 四  
道路の位置の指定 (建築指導課) ..... 五
- 公告  
県営美祢地区中山間地域総合整備事業 (山中工区) の換地処分 (農村整備課) ..... 五

法律等の規定による立入検査等をする職員の身分を示す証明書の特例に関する規則をここに公布する。

令和四年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

**山口県規則第二号**

法律等の規定による立入検査等をする職員の身分を示す証明書の特例に関する規則

次に掲げる法律又は条例の規定による立入検査等をする職員の身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

- 一 砂防法 (明治三十年法律第二十九号) 第二十三条第一項
- 二 農業協同組合法 (昭和二十二年法律第三百二十二号) 第九十四条第一項から第五項まで

三 児童福祉法 (昭和二十二年法律第六十四号) 第二十九条

四 水防法 (昭和二十四年法律第九十三号) 第四十九条第一項

五 行政書士法 (昭和二十六年法律第四号) 第四条の十二第二項及び第十三条の二十二第一項

六 養鶏振興法 (昭和三十五年法律第四十九号) 第十六条第一項

七 宅地造成等規制法 (昭和三十六年法律第九十一号) 第四条第一項及び第五条第一項 (これらの規定を同法第二十条第三項において準用する場合を含む。) 並びに

第十八条第一項 (同法第二十三条において準用する場合を含む。)

八 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十五条第一項、第二十六条第一項及び

第八十二条第一項

九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号)

第五条第一項、第十一条第一項及び第十七条第一項

十 森林組合法 (昭和五十三年法律第三十六号) 第一百一十一条第一項から第五項まで

十一 貸金業法 (昭和五十八年法律第三十二号) 第二十四条の六の十第三項及び第四

項

十二 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第四十一条第一項並びに第六十

四条第一項及び第二項

十三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二

年法律第五十七号) 第五条第一項及び第二十二条第一項

十四 児童虐待の防止等に関する法律 (平成十二年法律第八十二号) 第八条の二第一

項、第九条第一項、第九条の二第一項並びに第九条の三第一項及び第二項

十五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成十二年法律第四号) 第

三十七条第一項及び第四十三条第一項

十六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平

成十八年法律第七十七号) 第十九条第一項

十七 山口県蜜蜂飼養条例 (昭和三十一年山口県条例第九号) 第九条第一項

十八 山口県青少年健全育成条例 (昭和三十三年山口県条例第三十七号) 第十六条第

一項

十九 山口県立自然公園条例 (昭和三十五年山口県条例第二十五号) 第八条の七第一



山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三号

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

山口県福祉のまちづくり条例施行規則（平成九年山口県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の表一の項中「。」の下に「及び自転車歩行者専用道路等（自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路をいう。以下同じ。）」を加え、同項第二号に次のように加える。

ハ 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、四百センチメートル以上であること。

ニ 歩行者専用道路の有効幅員は、二百センチメートル以上であること。

別表第二の二の表一の項第三号を次のように改める。

三 勾配は、次に定めるとおりとすること。

イ 縦断勾配は、五パーセント以下であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができ

る。

ロ 横断勾配は、二パーセントを標準とすること。

別表第二の二の表一の項第五号中イを削り、ロをイとし、同号ハ中「ロ」を「イ」に改め、同号ハを同号ロとし、同項第六号中「歩道等及び」の下に「自転車歩行者専用道路等並びに」を、「利用する歩道等」の下に「及び自転車歩行者専用道路等」を加え、別表第二の三の表一の項中「歩 道 等」を「歩道等及び自転車歩行者専用道路等」に改め、同項

第一号中「設ける道路」の下に「及び自転車歩行者専用道路等」を加え、同項第二号に次のように加える。

ハ 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路の構造の技術的基準を定める規則第四十二条第一項に規定する幅員の値以上であること。

四十二条第一項に規定する幅員の値以上であること。

ニ 歩行者専用道路の有効幅員は、道路の構造の技術的基準を定める規則第四十三条第一項に規定する幅員の値以上であること。

別表第二の三の表二の項第二号ロ中「装置」を「設備」に改め、同号ホ中「により、

籠外から籠内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者とは互いに」に改め、同号チ、リ及びワ中「装置」を「設備」に改め、同表五の項第三号中「歩道等」の下に「自転車歩行者専用道路等」を加え、同項第五号中「歩道等」の下に「及び自転車歩行者専用道路等」を加え、同項第六号中「歩道等及び立体横断施設には」を「歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には」に、「及び立体横断施設」を「、当該自転車歩行者専用道路等及び当該立体横断施設」に改め、同項第八号中「歩道等」の下に「、自転車歩行者専用道路等」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県訓令第3号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

法律の規定による検査をする職員の身分を示す証明書の特例に関する規程を次のように定める。

令和四年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

法律の規定による検査をする職員の身分を示す証明書の特例に関する規程

次に掲げる法律の規定による検査をする職員の身分を示す証明書は、他の訓令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

- 一 農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第二百九条第一項から第三項まで
- 二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百二十三条第一項から第五項まで

附 則

この訓令は、令和四年三月八日から施行する。



令和四年三月八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 施行者の名称  
宇部市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
宇部都市計画公園事業五・六・一常盤公園
- 三 事業施行期間  
昭和三十二年三月二十五日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地  
宇部市大字沖宇部、大字上宇部、開三丁目、開四丁目、開五丁目、野中三丁目、則貞三丁目及び亀浦一丁目

山口県告示第四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和四年三月八日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市美里町四丁目九五六の一及び九五六の二	六・二	一四・九	令和四、二、二二
下松市清瀬町一丁目三八八の六	六・〇	四二・三	〃 〃



(二六) 県営美祢地区中山間地域総合整備事業（山中工区）の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、  
 県営美祢地区中山間地域総合整備事業の施行に係る山中工区の換地処分を次のとおり行

いました。

令和四年三月八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 換地処分の年月日  
令和四年二月二十二日
- 二 換地処分の内容  
県営美祢地区中山間地域総合整備事業（山中工区）換地計画書に記載された換地計画のとおり

令和四年三月八日印刷

発行人所

山口県知事庁